

五島市観光客受入基盤支援事業支援金交付要領

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光客及びビジネス客等が激減し、深刻な影響を受けている宿泊・交通事業者の事業継続を支援するため、予算の定めるところにより、五島市観光客受入基盤支援事業支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付対象者及び交付額等)

第2条 支援金の交付対象となる者、要件及びその交付額は別表のとおりとする。

(申請書の提出期限)

第3条 支援金の交付にかかる申請書の提出期限は、令和2年8月31日とする。

(支援金交付の手続き)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 交付申請書兼同意書（様式第1号）
- (2) 営業許可証の写し
- (3) 車検証の写し（レンタカー、タクシー、観光バス事業者のみ）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、交付申請書を受領したときは、速やかに交付の可否について決定をし、その結果を申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により交付の決定の通知を受けた者は、五島市観光客受入基盤支援事業支援金請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(申請の取下げのできる期限)

第5条 支援金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る支援金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から起算して20日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

(支援金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者があるときは、支給額に相当する金額の全部をその者から返還させるものとする。

(支援金の交付手続の特例)

第7条 この支援金の交付については、規則第26条の規定により、規則第7条の規定による交付の決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定の通知は併合し、規則第13条の規定による実績報告は省略するものとする。

2 前項の規定による支援金の交付の決定及び額の確定の通知は、五島市観光客受入基盤支援事業支援金交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、令和2年6月12日から施行する。

(この定めの失効)

2 この定めは、令和3年3月31日に限り、その効力を失う。

(別表)

支援対象者	要件（すべてに該当すること）	交付限度額
旅館・ホテル等	●令和2年4月1日時点で旅館業法に基づく許可を受け、市内で営業する旅館、ホテル、簡易宿所（農林漁業体験民宿除く） ●令和元年度の事業実績があること ●事業を継続する意思があること ●市税の滞納がないこと	各施設の総定員数に応じて算定します 計算方法 総定員数×3万円 ただし、上限300万円
民泊 (農林漁業 体験民宿等)	●令和2年4月1日時点で、旅館業法に基づく許可を受け、令和元年度に教育旅行を受入れた家庭（農林漁業体験民宿） ●住宅宿泊事業法に基づく届出を行い、市内で営業する者 ●事業を継続する意思があること ●市税の滞納がないこと	1施設につき3万円
① レンタカー ② タクシー ③ 観光バス	●令和2年4月1日時点で、道路運送法に基づく許可を受け、市内で営業する事業者 ●令和元年度の事業実績があること ●事業を継続する意思があること ●市税の滞納がないこと	① レンタカー 保有台数×1万円 ただし、上限30万円 ② タクシー (中型～5人乗) 保有台数×1万円 (大型6～10人乗) 保有台数×2万円 ③ 観光バス 保有台数×3万円
海上タクシー	●令和2年4月1日時点で、海上運送法に基づく許可を受け、市内で営業する事業者 ●令和元年度の事業実績があること ●事業を継続する意思があること ●市税の滞納がないこと	保有台数×3万円

【参考】

旅館業法（抜粋）

〔定義〕

第二条 この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

4 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

5 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

〔営業の許可〕

第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

住宅宿泊事業法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「住宅」とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する家屋をいう。

一 当該家屋内に台所、浴室、便所、洗面設備その他の当該家屋を生活の本拠として使用するために必要なものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める設備が設けられていること。

二 現に人の生活の本拠として使用されている家屋、従前の入居者の賃貸借の期間の満了後新たな入居者の募集が行われている家屋その他の家屋であつて、人の居住の用に供されていると認められるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めるものに該当すること。

2 この法律において「宿泊」とは、寝具を使用して施設を利用することをいう。

3 この法律において「住宅宿泊事業」とは、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の二第一項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であつて、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が一年間で百八十日を超えないものをいう。

4 この法律において「住宅宿泊事業者」とは、次条第一項の届出をして住宅宿泊事業を営む者をいう。

（届出）

第三条 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）であつて、その長が第六十八条第一項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理するものの区域にあつては、当該保健所設置市等の長。第七項並びに同条第一項及び第二項を除き、以下同じ。）に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者は、旅館業法第三条第一項の規定にかかわらず、住宅宿泊事業を営むことができる。

道路運送法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律で「道路運送事業」とは、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び自動車道事業をいう。

2 この法律で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。

3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。

4 この法律で「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法による貨物自動車運送事業をいう。

- 5 この法律で「自動車道事業」とは、一般自動車道を専ら自動車の交通の用に供する事業をいう。
- 6 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車をいう。
- 7 この法律で「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道をいう。
- 8 この法律で「自動車道」とは、専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法による道路以外のものをいい、「一般自動車道」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、「専用自動車道」とは、自動車運送事業者（自動車運送事業を営む者をいう。以下同じ。）が専らその事業用自動車（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。

第二章 旅客自動車運送事業

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
 - イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- 二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

（有償貸渡し）

第八十条 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。

海上運送法

（定義）

第二条 この法律において「海上運送事業」とは、船舶運航事業、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業をいう。

2 この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業（[港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）](#)に規定する港湾運送事業及び[同法第二条第四項](#)の規定により指定する港湾以外の港湾において[同法](#)に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。）以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。

3 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従つて運送する旨を公示して行ふ船舶運航事業をいい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。

4 この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。）により人の運送をする定期航路事業をいい、これを一般旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう。

5 この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「特定旅客定期航路事業」とは、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業をいう。

6 この法律において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。

7 この法律において「船舶貸渡業」とは、船舶の貸渡し（定期 ^{よう} 備 船を含む。以下同じ。）又は運航の委託をする事業をいう。

- 8 この法律において「海運仲立業」とは、海上における船舶による物品の運送（以下「物品海上運送」という。）又は船舶の貸渡し、売買若しくは運航の委託の媒介をする事業をいう。
- 9 この法律において「海運代理店業」とは、船舶運航事業又は船舶貸渡業を営む者のために通常その事業に属する取引の代理をする事業をいう。
- 10 この法律において「自動車航送」とは、船舶により自動車（[道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項](#)に規定する自動車であつて、二輪のもの以外のものをいう。以下同じ。）並びに[次の各号](#)に掲げる人及び物を合わせて運送することをいう。
- 一 当該自動車の運転者
 - 二 [前号](#)に掲げる者を除き、当該自動車に乗務員、乗客その他の乗車人がある場合にあつては、その乗車人
 - 三 当該自動車に積載貨物がある場合にあつては、その積載貨物
- 11 この法律において「指定区間」とは、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であつて、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が指定するものをいう
- （不定期航路事業の届出）
- 第二十条 不定期航路事業（人の運送をするものを除く。）を営む者は、国土交通省令の定める手続により、その事業の開始の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更したときも同様である。
- 2 人の運送をする不定期航路事業（[第二十一条第一項](#)に規定する旅客不定期航路事業を除く。[次条](#)において同じ。）を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、その事業の開始の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。
- 3 前二項の不定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、その事業の廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。